

関係各位

マレーシアにおける TPP11 協定(CPTPP)の発効日等について

2022 年 11 月 29 日より、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「TPP11 協定」という。)が未発効となっていたマレーシアについて効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、マレーシアを原産地とする TPP11 協定上の原産品について、同協定に基づく特惠税率(以下「EPA 税率」という。)を適用することが可能となります。

【留意事項】

TPP11 協定においては、EPA 税率適用要求手続として、自己申告制度のみが採用されています。自己申告制度とは、貨物の輸入者、輸出者又は生産者が、自らが有する情報に基づき、当該貨物が原産品である旨を申告する書面(以下「原産品申告書」という。)を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することにより EPA 税率の適用を要求する制度です。自己申告制度の手続については、「自己申告制度」利用の手引き～CPTPP～」(https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_tpp.pdf)をご覧ください。

TPP11 協定の規定を満たす産品については、

- ・ マレーシアについて TPP11 協定が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、
- ・ 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、マレーシアについて TPP11 協定が効力を生ずる日後に輸入申告する場合、

必要な EPA 税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA 税率の適用が可能となります。

問い合わせ先

業務部首席原産地調査官(原産地規則)

Tel: 03-3599-6527

業務部通関総括第1部門(通関手続)

Tel: 03-3599-6337